

水際対策強化に係る新たな措置（19）誓約事項（入国者用）

（11/25 更新）

入国に際し、下記の誓約内容を遵守することを誓約いたします。また、以下の内容を理解し、承諾します。

- ・誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等をいう。以下同じ。）から業所管省庁（当該受入責任者を所管する省庁をいう。以下同じ。）に対して、更に外国人の場合は出入国在留管理庁など関係当局に対して、当該行為に関する情報（個人情報を含む。）が提供され得ること。
- ・業所管省庁は、受入責任者が確保する待機施設又は自宅（以下「待機施設等」という。）に対して、照会を行う場合があること。
- ・誓約内容の遵守について、業所管省庁などからの連絡や調査に誠実に対応すること。正当な理由なくこれらに応じないことや、調査を拒み、妨げ、虚偽の報告等を行うことは誓約違反となり得るものであること。また、事前に審査済の活動計画書に記載のない特定行動（事前の検査と行動管理を組み合わせ、入国後14日目までの自宅待機期間中であっても入国後最短4日目から事前に審査済の活動計画書に記載された活動をいう。以下同じ。）を行った場合は、誓約違反となり得るものであること。
- ・誓約違反が認められた場合（不実の記載があった場合も含む。）に、業所管省庁又は受入責任者から是正の指導が行われた場合は、これに従うこと。誓約違反が改善されない場合、業所管省庁から特定行動等の緩和措置を停止する旨の連絡があったときは、これに従い、自宅待機を行うこと。
- ・誓約に違反した場合（不実の記載があった場合も含む。）業所管省庁又は受入責任者により氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ること。
- ・外国人の場合は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ること。
- ・誓約書の内容を誓約後に変更することは認められず、内容を変更する際は、本誓約を破棄し、再度誓約することが必要であること。
- ・下記ス及びセの項目に記載のアプリにより、位置情報及び画像や音声など本人確認に必要な情報が収集され得ること、また、当該情報が厚生労働省・業所管省庁・受入責任者や、加えて外国人の場合は出入国在留管理庁など関係当局に提供され得ること。

（誓約内容）

- ア 日本政府が示す所定の条件を満たすワクチン接種証明書を所持しており、入国後、特定行動を行う場合、14日間の自宅待機期間の短縮や3日間待機の指定国・地域から入国し入国後3日目の検査

の免除を求める場合には、事前に、誓約書とともに、当該ワクチン接種証明書の写しを受入責任者に提出すること。また、当該ワクチン接種証明書の内容に不実の記載がないこと。

- イ 査証申請時に、業所管省庁の審査済証（写し）を在外公館に提出すること。なお、審査済証（写し）については、査証申請時に審査済証を電子データで提示することでも差し支えないこと。ただし、審査済番号等が読み取れない場合は認められないこと。
- ウ 入国前 14 日間、毎日検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は受入責任者に報告すること。
- エ 入国前に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリ（MySOS（入国者健康居所確認アプリ。以下同じ。））をインストールし、MySOS のログインまで適切に行うこと。スマートフォンに必要な設定は、以下の厚生労働省（入国者健康確認センター）のホームページで確認すること。入国後、到着地で受入責任者と MySOS のインストール、ログインの確認を行うこと。やむを得ず、入国前に、日本に携行するスマートフォンを用意できない場合には、入国後、速やかに受入責任者から自宅待機期間中に使用可能なスマートフォンを入手の上、MySOS をインストールし、ログインすること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html
- オ 現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明書を取得すること。やむを得ず、所定のフォーマットによる検査証明書を取得できない場合、厚生労働省が示す「検査証明書へ記載すべき内容」を満たした任意のフォーマットによる検査証明を取得すること。入国時に、検疫官又は入国審査官に対し、当該証明書又はその写しを提示・提出すること。また、入国拒否の対象地域での滞在歴がある入国者が外国人の場合は、入国審査官に当該証明書又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解し、承諾すること。
- カ 出国時に、在外公館において発給された査証貼付の旅券（外国人の場合）及び受入責任者から交付された審査済証（写し）を持参すること。また、特定行動や待機期間の緩和等を希望している場合には、ワクチン接種証明書を持参すること。
- キ 入国時に、検疫において審査済証（写し）及び特定行動等を希望している場合にはワクチン接種証明書を提示すること。なお、審査済証（写し）については、入国時に審査済証を電子データで提示することでも差し支えないこと。ただし、審査済番号等が読み取れない場合は認められないこと。
- ク 入国時の検査により陽性が判明した場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等にて療養すること。
- ケ 受入責任者に対して、速やかにワクチン接種証明書について検疫での確認を受けた審査済証（写し）を提示すること。

- コ 入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険制度に加入していること。
- サ 入国審査終了後、入国後の待機施設等への移動を含め、受入責任者の誘導等に従うこと。
- シ 自宅待機期間中は、原則個室管理（バス・トイレ含む）のできる待機施設等で待機すること。
- ス 入国後 14 日間（トの項目において、検査の陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て、同センターから待機終了の連絡が届いた場合は、当該連絡に記載された日付までの間。以下同じ。）毎日、MySOS を通じて、入国者健康確認センターに健康状態の報告を行うこと。
- セ 入国後 14 日間、待機施設等の登録に加えて、①MySOS から通知が届いた際には位置情報の送信を行うこと。②MySOS を通じ入国者健康確認センターから連絡が来た場合には、携帯するスマートフォンのカメラをオンにして応答すること。ただし、活動計画書に記載された特定行動を行う期間において、上記②の MySOS を通じ入国者健康確認センターから連絡が来た場合には、携帯するスマートフォンをタップするのみで自動架電によるビデオ通話に応答する必要はないこと。③携帯するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を有効にし、入国後 14 日間、位置情報を保存すること。④入国者健康確認センター、保健所から位置情報の提示を求められた場合には応じること。⑤携帯するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールすることに同意する場合には、入国後 14 日間、同アプリの機能を有効な状態にすること。
- ソ 入国後 14 日間、①活動計画書に記載する入国後の待機施設等で待機すること。ただし、特定行動の直前の検査を受ける場合、活動計画書に記載された特定行動を行う場合は、この限りでないこと。また、特定行動を行うことができる期間中、入国後の待機施設等から特定行動の場所までの移動が長時間となり、かつ、当該移動が複数回予定されている場合など、合理的な理由がある場合には、待機施設等を変更して差し支えないこと。②不特定多数の他者との接触を行わないこと。③公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと。ただし、特定行動のガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）に沿った公共交通機関での移動については、この限りでないこと。④特定行動は、活動計画書及びガイドラインを遵守した活動とすること。
- タ 入国後、受入責任者に対して 14 日間毎日、健康状態や活動状況について報告を行うこと。体調不良時等は、速やかに受入責任者に連絡すること。
- チ 入国前 14 日以内に「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」（3 日間待機の指定国・地域から入国し、ワクチン接種証明書が検疫で「有効」と確認された場合を除く。）又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」（ワクチン接種証明書が検疫で「有効」と確認された場合を除く。）に滞在歴がある場合、待機期間中に受入責任者が準備する必要な PCR 検査を受けること。

- ツ 特定行動を行う場合、活動計画書及びガイドラインに沿って、受入責任者が準備する必要な PCR 検査等を受けること。特定行動を開始するに当たって 3 日目以降に受けた検査結果は MySOS に登録すること。また、入国者健康確認センターから、特定行動が可能となる旨の連絡の前に特定行動を行わないこと。
- テ 特定行動の直前に行う検査の検査結果は受入責任者に速やかに提出し、検査後 30 日間は原本を保存すること。
- ト 14 日間の待機期間の短縮を希望する場合、キの項目で提示したワクチン接種証明書が検疫で「有効」と確認されるとともに、入国後 10 日目以降に改めて受入責任者の手配により受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を所定の方法により入国者健康確認センターに届け出ること。その内容に不実の記載がないこと。検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られること。 <https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>
- ナ 入国後 14 日以内に有症状となった場合、速やかに受入責任者へ報告するとともに、事前に受入責任者が調整している待機施設等を管轄する保健所又は医療機関に連絡、相談又は受診すること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。さらに、特定行動を行っている場合（予定を含む。）は、中止すること。
- ニ 入国後に陽性となり、その発症日が入国後 14 日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等（旅券番号については、管轄保健所等に加え、受診医療機関）に提示するなど、積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査をいう。）に協力すること。また、積極的疫学調査に資するよう、厚生労働省が管理する旅券番号、氏名、性別、生年月日等を保健所が閲覧することを承諾すること。さらに、療養場所の指定を含めて保健所等から指示があった場合には従うこと。
- ヌ 機内濃厚接触候補者に特定された場合は、待機施設等での待機を行い、受入責任者を通して待機施設等の管轄保健所に連絡して、濃厚接触者となるか相談し、その指示に従うこと。
- ネ 濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示に従い、待機施設等において、必要な期間、待機を行うこと。
- ノ 感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）に努めること。
- ハ 自宅等待機期間終了後、受入責任者から特定行動の実施状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。